介護保険事業所等集団指導に係る資料
【長崎市防災危機管理室作成】

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施について

要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、平成２９年６月に「水防法等の一部を改正する法律」が施行され、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に、「避難確保計画の作成」、「避難訓練の実施」が義務付けられています。

また、令和３年５月に「水防法」、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が改正されたことに伴い、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設についても、当該避難訓練の実施結果の報告が義務付けられました。

このたび、避難確保計画の作成支援の動画を国が作成していますので、動画ＵＲＬを次のとおりお知らせします。

未作成の施設におかれましては、本動画を参考にしていただき、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施及び報告をお願いします。

１　要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援動画（国土交通省ホームページ）
https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/youtube/index.html

２　要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について（長崎市ホームページ）
※計画作成が必要な対象施設については、次のページをご確認ください。
https://www.city.nagasaki.lg.jp/bousai/210004/210002/p032769.html